

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパンの役員報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

附 則

この規程は、平成26年3月21日から施行する。

# 特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン

## 給与支払規程

### 第1章 総則

#### 第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン（以下「団体」という）の就業規則（以下「規則」という）に基づいて、職員の給与に関する事項を定めたものである。

#### 第2条(適用範囲)

この規程は、団体の規則に定める職員に適用する。パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者については適用しない。

#### 第3条(賃金の区分)

1. 賃金の体系は次の通りとする
  - (1) 基本給：基準内賃金
  - (2) 諸手当（役職手当・資格手当）：基準内賃金
  - (3) 諸手当（交通費）：基準外賃金
  - (4) 割増賃金：基準外賃金
  - (5) 賞与

#### 第4条(賃金の支払方法)

1. 基本給および諸手当は、1日から末日までの分を翌月25日に支給する。
2. 割増賃金は1日から末日までの分を翌月25日に支給する。
3. 賃金支給日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日に繰り上げて支給する。
4. 賃金は通貨で、または銀行振込にて(社員の同意を得て本人の銀行口座に)直接、全額を支払う。

#### 第5条(賃金の控除)

次に掲げるものは、賃金支払いの際に控除する。

- (1) 所得税
- (2) 雇用保険料
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 職員代表との協定で定めたもの

## 第6条(賃金の計算方法)

1. 賃金は日給月給制とし、欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給または月額給与および諸手当は支給しない。
2. 割増賃金の基準となる時給単価は次の計算による。1円未満の端数は1円に切り上げる。  
時給単価＝ 基準内賃金（基本給）÷ 平均月所定労働時間（158時間）
3. 賃金計算期間の途中において、雇い入れまたは退職した場合の賃金は次の計算により日割り計算する。1円未満の端数は1円に切り上げる。

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \text{賃金計算期間における在籍暦日数}$$

(参考)

平均月所定労働時間＝158時間

年間休日数＝128日（土日祝日＋9日）

年間所定労働日数＝237日

## 第7条(休職者の賃金)（賃金の不支給期間）

休職中は賃金を支給しない。休職中の者、育児・介護休業中の者等、就業規則に無給の定めのある期間については、賃金を支給しない。

## 第2章 基本給

### 第8条(基本給)

職員の基本給は、別に定める給与表に基づく。

## 第3章 諸手当

### 第9条(通勤手当・役職手当・資格手当)

1. 通勤に要する交通費は、給与の計算期間における事務所への出勤日と往復の交通費を乗じた金額と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、低い方の金額を支給する。但し、団体は個別に上限を設ける。

① 役員・事務局長	2万5千円
② 一般スタッフ	2万円
③ パート・アルバイト	1万5千円
④ インターン等	1万円
2. 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続を経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。
3. 入退社などの理由により支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割計算した場合と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

4. 役職手当については、組織より役職に任命された場合、雇用契約書（もしくは雇用条件変更通知書、給与改定通知書）に定める金額を支給する。
5. 資格手当については、業務に必要となる資格を有すると組織が承認する者に対し、雇用契約書（もしくは雇用条件変更通知書、給与改定通知書）に定める金額を支給する。

## 第4章 割増賃金

### 第10条（時間外労働手当）

時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、団体が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

$$\text{時間外勤務手当} = (\text{基本給} / 1 \text{ か月の所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

### 第11条（休日勤務手当）

休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、団体が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

#### （1）法定休日の場合

$$\text{休日勤務手当} = (\text{基本給} / 1 \text{ か月の所定労働時間}) \times 0.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

#### （2）所定休日の場合

$$\text{休日勤務手当} = (\text{基本給} / 1 \text{ か月の所定労働時間}) \times 0.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

### 第12条（深夜勤務手当）

深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、団体が深夜勤務を命じた場合に限るものとする。

$$\text{深夜勤務手当} = (\text{基本給} / 1 \text{ か月の所定労働時間}) \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

### 第13条（適用除外）

第10条、第11条の規定は労働基準法が定める管理・監督の地位にある者には適用しない。また、裁量労働の対象者には第10条の規定は適用しない。フレックスタイム制度の対象者の場合、第10条の計算方法は労使協定による。

### 第14条（計算の端数処理）

賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

（1）円未満の端数は1円に切り上げる。

（2）欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、15分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、15分以上30分未満の端数がある場合はこれを15分とし、30分以上45分未満の端数がある場合はこれを30分とし、45分以上60分未満の端数がある場合はこれを45分とする。

（3）時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、15分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、15分以上30分未満の端数が

ある場合はこれを30分とし、30分以上45分未満の端数がある場合はこれを45分とし、45分以上60分未満の端数がある場合はこれを1時間とする。

## 第5章 賞与

### 第15条(賞与の支給)

賞与は、原則として毎年6月および12月に団体の業績に応じて支給する。ただし、団体の業績場行、その他やむを得ない事情がある場合には支給しない。

### 第16条(賞与の算定期間)

賞与の算定期間は、次のとおりとする。

- 6月 : 1月1日 ~ 6月30日
- 12月 : 7月1日 ~ 12月31日

### 第17条(賞与の算定基準)

賞与の算定基準は、当該算定期間におけるその者の勤務成績・貢献度等を総合的に勘案のうえ各人ごとに決定支給する。

### 第18条(月給者の賞与の支給条件)

1. 賞与の支給条件は、算定対象期間の全期間を勤務した者を対象とする。
2. 賞与は、支給日当日に在籍している者を対象として支給する。

## 第6章 基本給の更改

### 第19条(基本給の更改)

1. 基本給の更改は、原則として契約期間満了日の1ヶ月前までに行う。団体と職員が個別に面接を行い、年度の評価と次年度の業務内容、役割等について確認を行ったうえで、新たに賃金契約を締結することにより、新たな基本給が決定する。期間の定めのない契約の場合は、毎年1回8月に算定する。
2. 前項の評価については、次の事項について評価する。
  - (1) 団体の業績
  - (2) 個人の勤務成績(能力・成果・勤務態度等)

## 附 則

(施行日)

本規程は、2016年12月14日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 グッドネーバース・ジャパン	事業年度	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日
-----	----------------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
寄付金	465,976,137 円
寄付物資	123,088,723 円
グッドネーバース本部補助金	54,077,750 円
助成金収入	228,103,108 円
フェアトレード事業	494,648 円
受託事業収入	2,080,842 円
その他目的を達成するために必要な事業収入	30,000 円
物品の販売事業	874,126 円
受取利息	627 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	874,725,961 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他


2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		109,992,499 円	助成金
		109,546,959 円	助成金
		54,077,750 円	補助金
		13,938,262 円	物資寄付
		10,524,859 円	物資寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		230,778,255 円	マーケティングコンサルティング・宣伝広告費
		15,880,813 円	決済収納代行手数料
		12,298,078 円	法定福利費
		5,702,999 円	荷物運搬費
		3,676,580 円	資機材費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	







4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	7,864,852 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
77人	86,458,584 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		R3.4.15	11,995,970 円	地域開発事業に対する 資金援助 (バングラデ シュ、インド、ネパー ル、カンボジア、イン ドネシア、エチオピ ア、チャド)
		R3.7.9	12,525,621 円	地域開発事業に対する 資金援助 (バングラデ シュ、インド、ネパー ル、カンボジア、イン ドネシア、エチオピ ア、チャド)
		R3.10.8	13,069,685 円	地域開発事業に対する 資金援助 (バングラデ シュ、インド、ネパー ル、カンボジア、イン ドネシア、エチオピ ア、チャド)
		R3.12.10	12,727,696 円	地域開発事業に対する 資金援助 (バングラデ シュ、インド、ネパー ル、カンボジア、イン ドネシア、エチオピ ア、チャド)
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	50,318,972 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
R3.3.24	モザンビーク サイクロン被災調査	1,992,889 円
R3.4.15	地域開発事業に対する資金援助 (バングラデシュ、インド、ネパール、カンボジア、インドネシア、エチオピア、チャド)	11,995,970 円
R3.5.14	エチオピア ティグレイ紛争避難民支援事業フェーズ1	25,597,869 円
R3.7.9	地域開発事業に対する資金援助 (バングラデシュ、インド、ネパール、カンボジア、インドネシア、エチオピア、チャド)	12,525,621 円
R3.10.8	地域開発事業に対する資金援助 (バングラデシュ、インド、ネパール、カンボジア、インドネシア、エチオピア、チャド)	13,069,685 円
R3.10.21	エチオピア ティグレイ紛争避難民支援事業フェーズ2	24,830,588 円
R3.12.10	地域開発事業に対する資金援助 (バングラデシュ、インド、ネパール、カンボジア、インドネシア、エチオピア、チャド)	12,727,696 円
R3.12.23	モザンビーク 北部紛争避難民支援事業	34,181,189 円
R3.12.24	モザンビーク 北部紛争避難民支援事業為替不足分	94,891 円
.	.	円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
③	R3年1月1日～R3年12月31日	6人	0人	0%	0人	0%
④	年月日～年月日	人	人	0%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	0%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	0%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	0%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	③	④	⑤	⑥	⑦	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔」から「㉘」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉓」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉘」については、上記イに記載する各期間(「㉔」から「㉘」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉘」については、上記イに記載する各期間(「㉔」から「㉘」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。



												月 8 日 就任。 R3 年 3 月 12 日 辞任
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。



## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(マネーフォワードクラウド会計) 使用 ルーズリーフ	随時	7年間
仕訳日記帳	会計ソフト(マネーフォワードクラウド会計) 使用 ルーズリーフ	随時	7年間
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年間
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年間

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="radio"/> しない <input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人グッドネーバース・ジャパン	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/>